

関係各位

愛知労働局労働基準部長



社会福祉施設（介護施設）における労働災害防止に向けた
より一層の取組について（協力依頼）
～腰痛、転倒による労働災害が多発しています～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第13次労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度までの5か年計画）において、社会福祉施設は特に労働災害が増加傾向にある重点業種として取り組んでいるところです。

しかしながら、昨年の管内における社会福祉施設における死傷災害（休業4日以上
の労働災害をいう。以下同じ。）は601件と前年比で39%も増加しており、発生している労働災害の内訳を見ると「転倒」による災害、次いで多いのが腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による災害ですが、これらのうち1か月以上の休業となるものが約5割に達するなど、厚生労働省としては労働災害の重点対象と位置づけております。

貴団体の業種では、現在、新型コロナウイルス感染防止のため総力を挙げて取り組まれていることと存じますが、介護施設利用者の安全・安心と同時に、転倒や腰痛の防止など介護従事者が安心して安全に働き続けられる環境を作ることが、事業を継続する上での重要な経営課題であると考えられ、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題です。

貴団体におかれましては、傘下の会員などの関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 労働災害の特徴と現況の周知について

社会福祉施設における主な特徴は以下のとおりであり、添付資料を活用した会員、関係者への周知により、労働災害発生状況が共有されますようお願いいたします。

- ① サービス系統別で分類すると「施設系サービス」を提供する施設が最多であること。
- ② 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、「転倒」が最多で、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、「動作の反動・無理な動作」が最多であること。
- ③ 動作の反動・無理な動作を作業別にみると「介助作業」での被災が84%であり、介助作業をより細かく分類すると、ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%で、さらに介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、一人介助での被災が89%であること。
- ④ 転倒を要因別にみると「滑り」によるものが38%、「つまづき」によるものが37%であり、場所別にみると「屋内」での転倒が58%、「屋外」での転倒が36%であること。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項

(1) 企業単位での取組の促進

社会福祉施設の労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いいたします。複数の社会福祉施設を展開する法人においては、各施設の状況を把握し、法人本部主導による法人全体での取組をお願いいたします。

(2) 転倒災害の防止

多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不注意な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いいたします。

- ① 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）
- ② 危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）
- ③ すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

(3) 腰痛災害の予防について

社会福祉施設では、転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生していますので、(5)のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

(4) 職場における健康づくりや労働者に対する教育・研修等の場の活用

転倒災害や腰痛災害は、労働者の作業行動や身体機能等の影響によることも大きく、事業場における設備的対策のみでは十分に災害防止効果を発揮できないことがあります。このため、職場における健康づくりに関する取組や、労働者に対する教育や研修、業務ミーティング等の場も活用し、災害に遭いにくい健康な体づくりや災害に遭わないような作業行動を労働者一人ひとりが心がけるような気運醸成に取り組んでいただくようお願いいたします。

(5) 社会福祉施設の労働災害防止の取組において活用いただけるツール等

各企業において、重点項目に応じ以下のツールを活用願います。

ア 全般的な取組について

- ・「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイラストで構成される「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>

- ・高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

- ・高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金（エイジフレンドリー補助金）

【掲載場所】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

- ・労働者の身体機能と労働災害発生との関連性に着目し、運動習慣の定着や健康づくりを推進するための「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の広報及び運動習慣定着支援等事業」（厚生労働省委託事業）※令和3年10月から参加企業の募集を開始予定

【掲載場所】 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

- ・個人向運動プログラムや栄養指導プログラム等を実施するための「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金」

【掲載場所】

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1945/Default.aspx>

イ 転倒災害防止の取組について

- ・転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など（STOP！転倒災害プロジェクト）

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

- ・転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）

【掲載場所】 <https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>

- ・厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000836595.pdf>

- ・消費者庁チラシ「毎日が#転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～」(令和3年10月6日)

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/

- ・消費者庁注意喚起「10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！～転倒事故の約半数は住み慣れた自宅で発生しています～」(令和2年10月8日)

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_040/assets/consumer_safety_cms204_201008_01.pdf

- ・政府広報「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(令和3年6月21日)

【掲載場所】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>

ウ 腰痛災害防止の取組について

- ・職場における腰痛予防対策を進めるために策定された「職場における腰痛予防対策指針」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

- ・腰痛予防対策特設WEBサイト(厚生労働省委託事業)※令和3年10月中旬から運営開始予定

【掲載場所】 <https://yotsu-yobo.com>

3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動にかかる好事例の収集と展開について

社会福祉施設で実施される労働災害防止活動の好事例について、貴団体での好事例の収集と横展開を図っていただくようお願いします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」(URL: <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を積極的に活用ください。同サイトでは、労働災害統計、各種教材・ツールなどを取り上げるとともに、事業者の皆様に参加を促して実施する以下の「見える化」等の取組を行っております。

- ア 労働災害を無くして、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトである「安全プロジェクト」(募集期間:随時参加募集中)

(URL: <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>)

- イ 事業場等で実施されている労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集する『「見える」安全活動コンクール』(今年度の募集は終了、令和4年は8月から募集予定。)

(URL: <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>)

令和3年10月01日（金）

照会先

労働基準局安全衛生部安全課

課長 安達 栄

主任中央産業安全専門官

八木 健一

課長補佐 中村 宇一

(代表電話)03(5253)1111(内線5481)

(直通電話)03(3595)3225

報道関係者各位

10月10日は「転倒予防の日」、 職場での転倒予防に取り組みま しょう！

～転倒による労働災害が多発しています～

10月10日は日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日」です。

このたび、厚生労働省と消費者庁は、日本転倒予防学会と協力して、「転倒予防の日」を契機に、国民に対する転倒予防の呼びかけを行うこととしました。

職場での転倒災害は、令和2年で30,929件（休業4日以上）と労働災害で最も多く、近年増加傾向にあります。今年も前年同期比で約2割増（令和3年9月速報値）と大きく増加しています。転倒災害は、その約6割が休業1か月以上と重症化するものも多く、特に50代以上の女性で多く発生しています。

転倒予防は、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも、大変重要な課題です。

事業者の皆さまにおかれては、「転倒予防の日」を契機に、下記の広報資料を参照の上、事業場での転倒予防の取組を実施していただくようお願いします。

なお、厚生労働省では、下記参考のとおり、労働災害が特に増加傾向にある小売業（食品スーパー及び総合スーパー）及び介護施設の業界団体に対し、転倒予防の取組を含め労働災害防止の取組の実施を要請しています。

■ 厚生労働省の広報資料

資料1 [転倒災害発生状況](#)

資料2 [リーフレット「事業主の皆様へ 安全・安心な職場づくりに取り組みましょう」](#)

資料3 [厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」](#)

資料4 [転倒・腰痛予防体操](#)（YouTubeにリンクしています。）

資料5 [小売業向け資料](#)

- ・小売業の労働災害発生状況
- ・厚生労働省・日本転倒予防学会作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「店頭での転倒に要注意」
- ・リーフレット「小売業事業主の皆さまへ 安全・安心な施設づくりに取り組みましょう」

資料6 [介護施設向け資料](#)

- ・社会福祉施設の労働災害発生状況
- ・厚生労働省・日本転倒予防学会作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「介護中の転倒に要注意」
- ・リーフレット「介護事業主の皆さまへ 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう」
- ・リーフレット「職場における腰痛予防対策指針」を参考に介護職員の腰痛 対策に取り組みましょう
（介護報酬でも、介護職員の負担軽減の観点から「職場における腰痛予防対策指針」が参考と位置付けられました！）
- ・リーフレット「保健衛生業向け腰痛予防動画サイトへようこそ」

■ 消費者庁の広報資料

資料7 [消費者庁チラシ「毎日が#転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～」](#)（令和3年10月6日掲載予定）

資料8 [消費者庁注意喚起「10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！～転倒事故の約半数は住み慣れた自宅で発生しています～」](#)（令和2年10月8日）

資料9 [政府広報「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」](#)（令和3年6月21日）

■ 参考

[令和3年9月29日報道発表「三原副大臣から労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、陸上貨物運送事業の業界団体への協力要請を行いました」](#)

社会福祉施設における労働災害発生状況

愛知労働局労働基準部安全課

社会福祉施設における労働災害発生状況

・経年的な傾向



社会福祉施設にて発生した労働災害（休業4日以上）の発生件数は、平成23年が193件であったのに対し、令和2年は211%増の601件と10年間で約3倍を超える値となった。

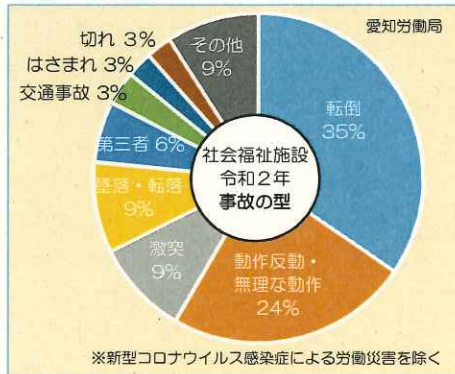
なお、この増加率は、全産業の14%増を197ポイント上回っている。

・労働災害が大幅に増加した要素



労働災害発生件数の推移を、年齢別に見てみると、全ての年齢層にて増加傾向を認めるところであるが、特に、50歳以上の高年齢層においては、10年前から292%増と約4倍の件数となっている。

・事故の型別

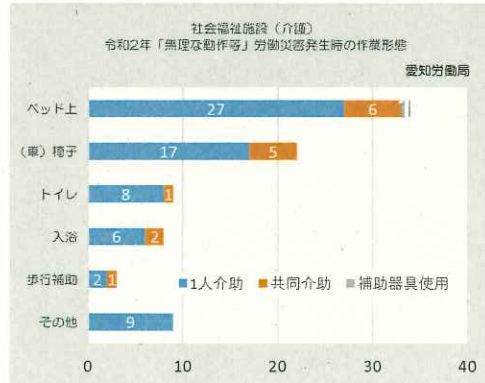


「転倒」(35%)と「動作の反動・無理な動作」(24%)の多発した上位2種類の『事故の型』で全体の59%を占めている。

次に「激突」「墜落・転落」と続くが、多発上位の2種類以外は、10%未満の発生率となっている。

なお、社会福祉施設においては懸念となっている、利用者の行動が端緒となる第三者災害は、全体の6%であった。

・「動作の反動・無理な動作」発生時の作業形態



事故の型のうち、2番目に多く発生している「動作の反動・無理な動作」(以下「動作の反動等」)は、ベッド上での利用者の移乗や介助時の発生が40%、椅子(車いすを含む)の移乗等が26%、トイレの介助時等が11%、入浴時が10%となっている。

なお、補助器具を使用したうえでの災害発生は、ベッド関連作業において発生した1件のみであった。また、非共同介助(1人で行う介助)にて発生した災害は、全体の82%を占めている。